

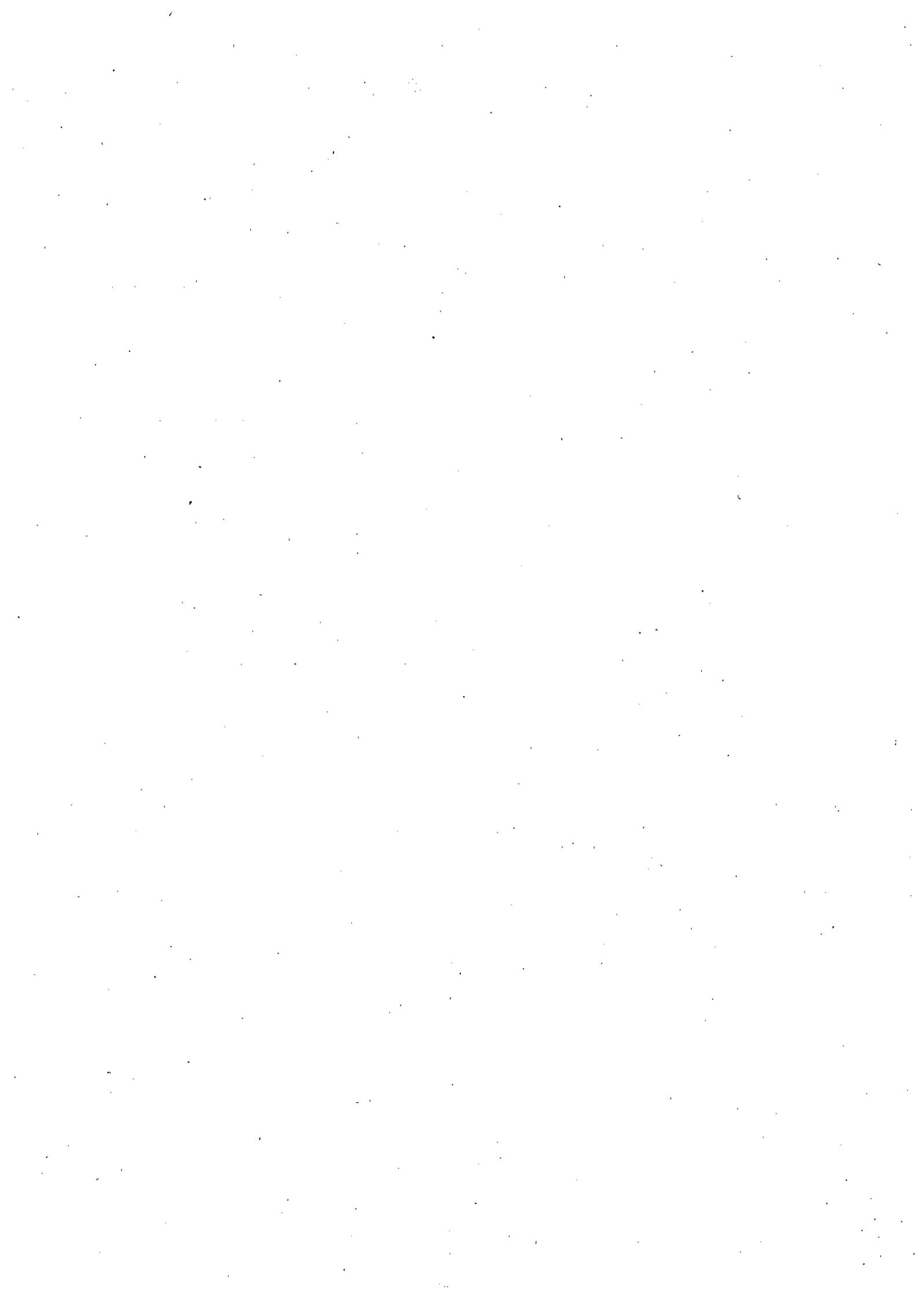
議案第49号

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部
を改正する条例について

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を別紙の
とおり改正する。

令和2年6月9日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部
を改正する条例

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「次に」を「設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。）にあっては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同項第4号イ中「次に」を「住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあっては（ア）及び（ウ）に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に」に改める。

第3条第1項第1号中「同号イ（2）及びロ（2）」を「同号イ（2）（i）及びロ（2）に規定する基準（以下「モデル住宅法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ（3）及びロ（3）」に改め、同項第2号中「次に」を「仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同号ア中「仕様基準」を「省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及びロ（2）に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに仕様基準」に改め、同号イ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同項第3号ア中「仕様基準」を「モデル住宅法に係る基準及び仕様基準」に改め、同項第4号中「次に」を「仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に」に改め、同号ア中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準」に改め、同号イ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

第1号	省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準（以下「性能基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）（i）及びロ（2）に規定する基準（以下「モデル住宅法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ（3）及びロ（3）に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる	同表の

	額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	第4欄
第2号イ及び第4号イ	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号イ、第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第4号ア	性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

附 則

この条例は、公布の日から施行する。